

議案第74号

新庁舎 庁用備品（6階）の取得について

下記のとおり新庁舎 庁用備品（6階）を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三田市条例第12号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年8月26日提出

三田市長 竹内英昭

記

1 取得数量

一式

2 取得の目的

平成27年1月中旬から業務開始予定である（仮称）三田市役所新庁舎の6階において使用する備品のうち、現在使用しているもので新庁舎移転後も継続して使用するものを除いた備品を購入しようとするものである。

3 取得金額

34,020,000円

4 取得の相手方

三田市中心4番5号

三住興産株式会社

代表取締役 今西康之

新庁舎 庁用備品（6階）の概要

1 備品設置場所

（仮称）三田市役所の新庁舎6階（三田市議会が使用するエリア）

2 備品の内容等

（1）議場スペースで使用するもの

議長席、演壇、議員席の机、椅子、説明員席の机、椅子、事務局長席、操作卓

（2）正副議長室で使用するもの

執務用机、椅子、書棚、会議用机、椅子、応接セット 等

（3）議会図書室で使用するもの

机、椅子、書棚 等

（4）委員会室で使用するもの

机、椅子

※ 現在使用している備品のうち、今後も使用可能なものは新庁舎移転後も継続して使用する。